

区部でも少人数世帯で入居できる住戸を増やします！

都営住宅では、これまで、応募者数の少ない多摩地域の住宅を中心に、間取りや広さにより定められている入居人数の基準を緩和してきました。

令和6年から、この基準をさらに緩和するとともに、区部においても、多摩地域と同様に緩和していきます（以下①②参照）。

あわせて、随時募集に限り、区部においても、現に都営住宅にお住いの方も新規申込可能にします（2月～）。

① 2人以上の世帯でないと申込みなかった住宅を、毎月募集又は定期募集で新たに単身でも申込可能にします。

－随時募集で応募の少ない住宅や、居室内で病死等があった住宅

② 3～5人以上の世帯でないと申込みなかった住宅を、新たに2人世帯でも申込可能にします。

－3～5人以上の世帯向募集で応募の少ない住宅や、定期使用住宅

※都営住宅入居者募集サイトや募集案内には、緩和したあとの入居人数を記載していますので、入居する世帯人員に応じた申込地区を選択してください。

※毎月募集では1月から、定期募集では5月から順次、実施します。